

発議第11号

野田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年11月24日

野田市議会議長 平井 正一 様

提出者 議会運営委員会委員長 古橋 敏夫

野田市議会規則第 号

野田市議会会議規則の一部を改正する規則

野田市議会会議規則（昭和52年野田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表広報委員会の項中 「
議会運営委員会委員」 を

「
各会派選出議員」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

広報委員会の構成員の見直しに伴い、委員の選出基準を変更するもの。

野田市議会会議規則の一部を改正する規則案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市議会会議規則 (昭和 52 年野田市議会規則第 1 号)

改 正 案				現 行			
別表(第 166 条第 1 項)				別表(第 166 条第 1 項)			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
(略)				(略)			
広報委員会	野田市議会報及び 野田市議会ホーム ページの編集等	<u>各会派選出議員</u>	委員長	広報委員会	野田市議会報及び 野田市議会ホーム ページの編集等	<u>議会運営委員会委 員</u>	委員長

発議第12号

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を
求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年12月 7日

野田市議会議長 平井 正一 様

提出者 野田市議会議員 竹内 美穂

賛成者 野田市議会議員 古橋 敏夫

同 深津 憲一

同 内田 陽一

同 小室美枝子

同 谷口 早苗

同 石原 義雄

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を
求める意見書（案）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）は、平成24年10月1日の施行から9年を迎え、この間、同法の施行により、障がい者虐待の防止に関する国民の理解は着実に進み、相談・通報件数は年々増加傾向にある。

また、国は同法の障がい者福祉施設従事者等による虐待防止等のための措置規定等により、虐待を未然に防止するための体制整備を進めるとともに、令和4年4月には障がい者福祉施設や事業所等における従事者への研修の実施や虐待防止委員会の設置などを義務化する方針を示し、障がい者虐待防止を推進している。

しかしながら、令和2年には、兵庫県神戸市内の精神科病院において卑劣な虐待事件が発覚し、また、厚生労働省が令和2年に都道府県と政令指定都市に行った精神科病院での医療従事者による虐待の調査でも、虐待が疑われる事例が数多くあったことが判明するなど、医療機関等においては看過することができない痛ましい障がい者虐待事件が発生しており、その一因として、医療従事者による障がい者虐待が通報の対象から除外されていることが指摘されている。

よって、本市議会は国に対し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律を改正し、虐待発見時の市町村等行政機関への通報義務対象として、医療機関における障がい者虐待を加えるとともに、通報者に対する法的保護を定めるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

野田市議会議長

内閣総理大臣 宛て
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

発議第13号

ジェンダー平等の視点から必要な法整備を行うよう求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年12月 7日

野田市議会議長 平井 正一 様

提出者 野田市議会議員 織田 真理

賛成者 野田市議会議員 小室美枝子

同 長 勝則

同 星野 幸治

同 谷口 早苗

ジェンダー平等の視点から必要な法整備を行うよう求める意見書（案）

スイスのシンクタンク「世界経済フォーラム」が本年3月に発表した男女平等の達成率を示すジェンダーギャップ指数のランキングによると、日本は先進国でありながら156か国中120位となっている。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約が1979年に国連総会で採択され、日本は1985年に批准し、既に36年が経過している。なぜこれほどまでに男女平等への取組が遅れたのか検証が求められている

世界では、男女差別をなくすための法整備や社会条件づくり、意識改革などの努力が積み重ねられてきた。しかし、我が国では女性活躍社会を掲げていても職場での男女格差などの改善にはつながらなかった。厚生労働省の令和2年賃金構造基本統計調査によると、女性の賃金は正社員でも男性の7割程度となっている。また、国税庁の令和2年分民間給与実態統計調査によると、非正規を含む平均給与は男性が532万円、女性が293万円となっており、それぞれが40年間勤務したとすると、生涯賃金では1億円近くの賃金格差が生ずることになる。我が国が男女平等と女性の地位向上のための法整備や施策の具体化に取り組んできたとは言い難いのが現実である。

男女平等が実現しない背景には、政権を担う人々に残っている戦前の男尊女卑や、個人の尊厳の否定を当然視する思想が根底にある。男女差別の解消どころかこの条約に背を向けるような発言が相次ぐのはその表れである。しかし、これからは今の時代にふさわしいジェンダー平等の視点を持つことが必要である。

日本社会は今、ジェンダー平等を求める機運が劇的に高まっている。女性が安心して働き続けられる労働条件や職場環境を整備し、男女ともに働きながら子育てできる社会条件をつくることが求められる。同時に選択的夫婦別姓制度の導入や女性への性暴力の根絶などによって女性の人権と尊厳を守る取組を進め、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きられる社会の実現が求められている。

よって、本市議会は国に対し、ジェンダー平等の視点から必要な法整備を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

野田市議会議長

内閣総理大臣 宛て
法務大臣

発議第14号

消費税の減税で国民の暮らしと営業を守るよう求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年12月 7日

野田市議会議長 平井 正一 様

提出者 野田市議会議員 長 勝則

賛成者 野田市議会議員 星野 幸治

同 織田 真理

同 小室美枝子

同 谷口 早苗

消費税の減税で国民の暮らしと営業を守るよう求める意見書（案）

2014年と2019年の2度の消費税増税による景気悪化に加え、コロナ禍で多くの国民の暮らしと営業は深刻な打撃を受けている。痛んだ家計と営業を立て直すために、持続化給付金の支給などを直ちに実施するほか、消費税減税に踏み切ることは必要不可欠となっている。世界では、62か国、地域がコロナ対策として消費税（付加価値税）の減税を実施しており、日本においても消費税増税で景気が悪化する以前の税率5%に引き下げることが急務である。

本年10月の衆議院議員総選挙での論戦の中で岸田首相は、消費税に触ることは考えていないと消費税減税を拒み、政府は、消費税は社会保障を支える重要な財源であると主張している。しかし、実際は年金給付額削減、高齢者医療費窓口負担増、生活保護費削減などが行われ、社会保障の機能は弱まるばかりである。

また、消費税導入から33年間の消費税収入総額は448兆円だったにもかかわらず、ほぼ同時期の法人税・法人住民税・法人事業税は減税等により323兆円も減少しており、消費税はその穴埋めに消えたことになる。

国民が増税や負担増で厳しい暮らしを余儀なくされる一方で、大企業や富裕層は減税や優遇税制で、コロナ禍でも着実に資産や利益を積み増してきた。

よって、本市議会は国に対し、消費税の減税で国民の暮らしと営業を守るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

野田市議会議長

内閣総理大臣 宛て
財務大臣
経済産業大臣